

## 選手権大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関するガイドライン

《改訂版》

### 1. 出場停止について

新型コロナウイルス感染症に対する選手権大会の出場停止の基準については、以下のとおりとする。なお、選手本人が保健所から健康観察期間の指示を受けている場合は、下記によらず、当該期間について出場停止となる。

- (1) 選手本人に感染が確認された場合は、治癒するまでの間、出場停止とする。
- (2) 選手と同居している者に感染が確認された場合は、次のいずれかの間、出場停止とする。
  - ①同居の患者が治癒してから14日を経過した日までの間。
  - ②同居の患者と同居しなくなってから14日を経過した日までの間。
- (3) 選手本人が保健所から濃厚接触者として指定された場合は、保健所からの健康観察期間が終了するまでの間、出場停止とする。
- (4) (3)の場合を除き、選手または同居している者がPCR検査を受けることになった場合は、結果が判明するまでの間、出場停止とする。
- (5) 大会前2週間の間に①～⑤の症状がひとつでも見られた場合は、医療機関を受診し、医師から新型コロナウイルス感染症に感染していないと診断された場合は、大会への出場を認めることとする。なお、医師から新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された場合は、大会に出場することはできない。
  - ①平熱を超える発熱(概ね37.5℃以上)
  - ②咳やのどの痛みなどの風邪症状
  - ③全身のだるさ、息苦しさ
  - ④味覚や嗅覚の異常
  - ⑤同居している者の①～④の症状
- (6) 選手本人が海外から帰国した場合は、帰国した次の日から起算して14日間は、自宅等で待機することとなるため、その期間は出場停止とする。
- (7) 選手が在籍している学級が学級閉鎖、または選手が在籍している学年が学年閉鎖となっている場合、さらに選手が在籍している学校閉鎖など、新型コロナウイルス感染症に関わる臨時休業の措置がとられている場合は、その間は出場停止とする。

## 2. 大会当日の参加に関する基本的な考え方について

- (1) 出発時を含め、大会当日に監督、引率者、外部指導者、選手本人や同居している者に発熱や風邪症状、全身のだるさ、息苦しさ、味覚や嗅覚の異常等の体調不良がある場合は、大会参加を見合わせること。また、発熱等の症状が確認された選手については、原則、保護者の方に引き取りに来ていただくこととする。
- (2) 団体競技や同一学校内で複数の選手がいる場合で、1の(5)のような体調不良が出た場合の他の選手の出場については、体調不良者が医療機関を受診し、医師から新型コロナウイルス感染症に感染していないと判断された場合は、他の選手の大会への出場を認めることとする。なお、医師からの診断が出るまでは、他の選手の出場については、一時停止の措置をとる。
- (3) (2)の場合、体調不良者が医師の診断の結果、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した場合は、感染拡大防止の観点から他の選手についても大会への出場を停止する。
- (4) 万が一、大会関係者に新型コロナウイルス感染症発症者(またはその疑いのある疾病者)が確認された場合は、保健所・医療機関・主催者の指示に従い、発熱等の症状が見られない選手も大会参加を中止とし、保護者の方に引き取りに来ていただくことがある。

## 3. 選手権大会における共通予防対策について

- (1) 準備運動時を含め、試合中以外のマスクの着用と他の選手や関係者等と十分な身体的距離の確保を行うこと。
- (2) 体育館やグラウンド、競技場への入場時や試合会場入場時などにおける手洗い・消毒を行うこと。
- (3) 共用の施設・備品などの清掃と消毒を実施すること。
- (4) 選手及び同居している者の大会開催前2週間の体温と体調の継続管理を行うこと。また、「健康観察表」を運営者または、チーム責任者に提出すること。
- (5) 昼食をとる場合は、黙食を徹底したり、可能な限り周りの人と距離をとったりするなど感染拡大予防に努めること。
- (6) 観客については、全競技統一して無観客とする。屋内、屋外問わず、安全に配慮した大会開催を最優先に考え、大会会場への入場者を極力少なくし、感染リスクを少なくすることが何よりも重要である。そのため、運営者についても可能な限り少人数での運営に努めること。
- (7) その他、各競技が定めたガイドラインに従うこと。

\*このガイドラインは、選手権大会期間中(夏季大会)、適用される。感染状況が改善され、主催者より指示があった場合は、この限りではない。

\*万が一、活動の停止や大会参加への自粛が行われる場合においても、このことに対してチーム内、チーム関係者、保護者等の間での誹謗中傷の防止に努めることとする